

令和二年政令第二百八号

トリス（クロロプロピル）ホスフエートに
対して課する不当廉売関税に関する政令
内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十
四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に
掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨
物」という。）には、関税率法（以下「法」と
いう。）第八条第一項の規定により、不当廉
売関税を課する。

一 法の別表第一（九一九・九〇号）に掲げる物品
のうちトリス（クロロプロピル）ホスフエー
ト（第三条第一項において単に「トリス（ク
ロロプロピル）ホスフエート」という。）

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域
を除く。）

三 令和二年九月十七日から同年九月十六日までの期
間までの期間

二 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二
号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和
二年六月二十七日から同年九月十六日までの期
間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売關
稅賦貨物」という。）には、法第八条第二項
第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

3 この政令における原産地については、関税率
施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売關稅賦課貨物
に課する不当廉売關稅賦課貨物
に課する不当廉賣關稅の税率は、三十七・二パ
ーセントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、トリス（クロロプロピル）ホ
スフエート又は保税工場若しくは総合保税地域
において行われたトリス（クロロプロピル）ホ
スフエートを原料の一部とする製造による製品
である外国貨物を輸入しようとする者に対し、
当該トリス（クロロプロピル）ホスフエートの
原産地を証明した書類を提出させることができ
る。

2 関税率施行令第六十一条第二項及び第三項並
びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政
令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類
について準用する。この場合において、関税法

施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受け
ようとする」とあるのは、「その証明に係る」
と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条
第一項」とあるのは、「トリス（クロロプロピ
ル）ホスフエートに対して課する不当廉売關稅
に係る政令第三条第一項」と、「藏入れ申請等
がされる物品について、当該藏入れ申請等
等がされる物品において同じ」とあるのは、「當
該證明に係る物品について藏入れ申請等がされ
る場合（以下この条において「藏入れ申請等の
場合」という。）にあつては当該藏入れ申請等
とし、当該證明に係る物品が特例申告に係る貨
物である場合（藏入れ申請等の場合を除く。）
にあつては当該特例申告とする」と読み替える
ものとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売關稅賦課貨物
に課する不当廉賣關稅及び法の別表の税率（条
約中に關稅について特別の規定があり当該特別
の規定の適用がある場合にあつては、當該特別
の規定による税率とする。）による關稅につい
ては、それぞれ別個の關稅として關稅法（昭和
二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用
する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物
に係る第一条の規定により課される不当廉賣關
稅の法第八条第三十二項の規定による還付の請
求は、毎年九月一日から翌年八月三十日まで
の期間（以下この条において「計算期間」とい
う）ごとに、當該計算期間内に輸入された特
定貨物又は暫定不当廉賣關稅賦課貨物に係る同
項に規定する要還付額に相当する額について、
しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（令和二年九月一六日政令第二七
九号）

この政令は、令和二年九月十七日から施行す
る。